

# TE

有限会社トキワエンジニアリング

環境活動報告書  
(2008年度版)

2009年2月10日作成

有限会社トキワエンジニアリング

E A 2 1 推進委員会

## 目次

1. 企業理念・環境活動方針	3
2. 企業概要	4
3. 組織図	5
4. 環境活動に関する役割	5
5. 環境目標とその実績	6
6. 主要な環境活動計画	7
7. 環境活動への取り組み結果の評価	8
8. 代表者による全体の評価と見直し	8
9. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無	9

## 1. 企業理念・環境活動方針

### 企業理念

常に

夢を持ち

技術・技能を高め

社員の豊かな生活を目指す

### 環境方針

有限会社トキワエンジニアリングは快適な環境の中で事業活動を行うため環境の維持・改善を図り、地域からも信頼され豊かな社会づくりに貢献できる企業をめざします。

### 活動方針

- 一．製品の製造から出荷において省資源(原材料・消耗品・水資源など)・省エネルギー(電気・石油・ガスなど)の推進、廃棄物の軽減など出来る限り環境の保全・向上に努力します。
- 二．環境関連法規を遵守し、環境保全に努めます。
- 三．継続的な環境改善と水質汚染・大気汚染などの未然防止に努めます。
- 四．社内の環境活動だけでなく、家庭・地域の環境保全運動にも進んで協力します。

制定日 平成11年 8月20日

代表取締役 岩附 茂

## 2. 会社概要

会社名称 有限会社トキワエンジニアリング

代表取締役 岩附敬哉

所在地 437-0215 静岡県周智郡森町森1750

連絡先 T e l 0 5 3 8 - 8 5 - 0 5 0 5  
F a x 0 5 3 8 - 8 5 - 2 1 1 8  
e - m a i l [tokiwa@tokiwa-eng.jp](mailto:tokiwa@tokiwa-eng.jp)

環境管理担当者 鈴木久仁俊、三倉裕子 (連絡先：同上)

従業員数 32名

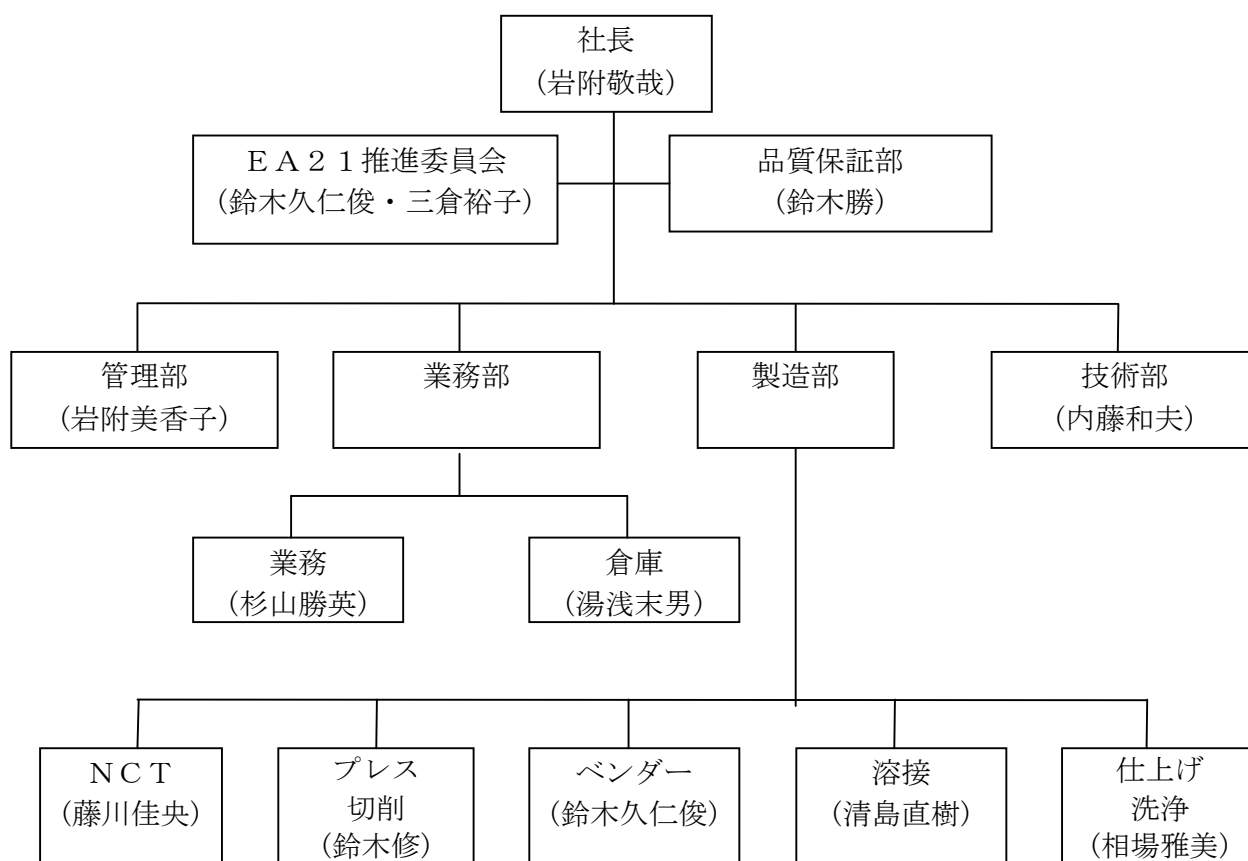
事業規模

期	第41期	第42期	第43期	第44期
期間	H16.10~H17.9	H17.10~H18.9	H18.10~H19.9	H19.10~H20.9
売上高 (円)	335,291,283	399,906,020	422,071,147	398,976,276
総販売数 (件)	20,062	24,107	23,481	23,344
従業員数 (人)	31	32	32	31
工場床面積 (㎡)	1,228	1,228	1,228	1,228

### 事業内容

通信・計測機器および医療機器の精密板金加工

### 3. 組織図



### 4. 環境活動に関する役割

	役割	活動時期
社長	環境活動目標の承認	期首
	環境活動推進のための資源準備	必要時
	環境活動報告書の承認	期首
	環境管理責任者の任命および解任	必要時
	E A 2 1 推進委員の任命および解任	必要時
環境管理責任者 (社長兼務)	環境活動目標の設定	期首
	環境経営システムの構築	随時
	環境経営システム構築のための提言	必要時
	環境関連機関への届出・報告	必要時
E A 2 1 推進委員会	社員の環境活動取組みへの啓発活動。	毎月
	環境パトロールの実施 (違法箇所・改善箇所などがないか)	毎月
	環境実績の集計	半年
	環境報告書の作成	毎年

## 5. 環境目標とその実績

### (1) 環境目標

			目標削減率				
		単位	2007年度 (基準年度)	2008年度 目標値	2008年度 (2007年比)	2009年度 (2007年比)	2010年度 (2007年比)
総エネルギー 投入量	電力	kwh	2332924.4	2262936.7	3%	6%	10%
	灯油	ℓ	82575.0	78446.3	5%	7%	10%
	プロパンガス	kg	11507.35	10762.1	2%	4%	5%
	ガソリン	ℓ	412595.0	391965.3	5%	7%	10%
	軽油	ℓ	254382.2	241663.1	5%	7%	10%
資源投入量(紙類)		t	0.846	0.813	5%	7%	10%
水資源投入量(上水)		m <sup>3</sup>	280.00	271.60	3%	4%	5%
二酸化炭素排出量		kg-CO <sub>2</sub>	141134.34	136900.3	3%	6%	10%
廃棄物等排出 量	金属リサイクル	t	37.11	36.37	2%	3%	5%
	一般廃棄物	t	1.80	1.75	3%	6%	10%
	産業廃棄物	t	1.20	1.16	3%	6%	10%

(注) 2007年度(基準年度)は07/10.1~08/9.30の1年間

### (2) 取組の実績

取組期間：2008年10月～12月(3ヶ月間)

		単位	2007年実績 (1年間 月平均) A	2008年実績 (10~12月 月平均) B	B/A (%)	削減率 (%)	達成状況
総エネルギー 投入量	電力	kwh	19777.3	13386.0	67.68	32.3	○
	灯油	ℓ	375.00	306.67	81.78	18.22	○
	プロパンガス	kg	19.10	9.87	51.68	48.32	○
	ガソリン	ℓ	993.73	959.37	96.54	3.46	○
	軽油	ℓ	554.94	560.87	101.07	-1.07	△
資源投入量(紙類)		t	0.0704	0.0411	58.38	41.62	○
水資源投入量(上水)		m <sup>3</sup>	23.33	23.33	100.00	0.00	△
二酸化炭素排出量		kg-CO <sub>2</sub>	11763.8	11239.6	95.54	4.46	△
廃棄物等排出 量	金属リサイクル	t	3.093	5.157	166.73	-66.73	×
	一般廃棄物	t	0.15	0.11	73.33	26.67	○
	産業廃棄物	t	0.10	0.20	200	-100	×

2009/2/5

※ 「2007年実績(10~12月)」及び、「2008年実績(10~12月)」は、それぞれ「月間平均値」にて比較いたしました。

## 6. 主要な環境活動計画

グループ名	環境活動内容	活動時期
品質保証部	始業前・休憩時間の消灯。	毎日
	ブラインドの開閉により、照明器具の使用を減らす。	毎日
	始業前・休憩時間の暖房器具の消火。	使用期間
	外注先からの梱包材の再利用促進。	毎日
	水道蛇口の漏水確認（掲示する）。	毎日
管理部	始業前・休憩時間の消灯。	毎日
	コピー用紙の裏面利用。	毎日
業務	始業前・休憩時間の消灯。	毎日
	停車中のアイドリングを極力抑える。	毎日
	コピー用紙の裏面利用。	毎日
	ゴミの分別。	毎日
倉庫	始業前・休憩時間及び不在場所の消灯。	毎日
	始業前・休憩時間及び不在場所の暖房器具の消火。	使用期間
	梱包資材の再使用。	毎日
	ゴミの分別。	毎日
技術部	始業前・休憩時間の消灯。	毎日
	エアコンの設定温度 夏26℃ 冬21℃。	使用期間
	コピー用紙の裏面利用。	毎日
NCT	エアコンのこまめな温度調整の実施。	使用期間
	使用しない機械の電源を切る。	毎日
	ファンヒータの設定温度21℃。	使用期間
プレス・切削	機械・照明など、こまめに電源を切る。	毎日
	不在場所の暖房機器の消火。	使用期間
バンダー	始業前・休憩時間の消灯。	毎日
	不在時の扇風機・スポットクーラーの電源OFF。	使用期間
	不在時の暖房器具の消火。	使用期間
溶接	休憩時の消灯・他部署の照明も点いていたら消灯する。	毎日
	部署を離れる時は、暖房器具は消火する。	使用期間
	暖房機器は必要以上に火力を強くせず、適度な温度に調整する。	使用期間
仕上げ	始業前・休憩時間の消灯。	毎日
	不在場所の暖房器具の消火。	使用期間
	手洗い場の蛇口の確認。	毎日

## 7. 環境活動への取り組み結果の評価

2008年10月1日にエコアクション21に則った、環境活動のキックオフ宣言を行いました。その後、3ヶ月間の活動内容を検証いたしました。

- ・ ガソリン・軽油  
社有車の燃料は、年平均値で比較したところ、減少傾向にあり、アイドリング停止などの経済運転の効果がでてきていると思われます。
- ・ 電力消費量  
休憩時間の消灯などの効果が出てきていると思われます。  
今後は、夏場のエアコン設定温度などに注意していきたい。
- ・ 灯油  
消費量の増加傾向にあります。これは、2008年2月頃暖房機器を増やした事が影響しているのではないかとと思われます。不在場所などの消火を徹底していきたい。
- ・ 水道使用量  
10月に漏水事故が起きており、そのために使用量が急増してしまつた。現在は修理済みであり、今後の使用量の推移を見守ってしていきたい。
- ・ 産業廃棄物排出量  
廃棄物の中で、多く含まれる梱包資材ミラーマットの使用を減らし、紙による梱包を推進したため、一昨年から昨年にかけて産業廃棄物の排出量を減らす事ができました。ただし、今年度は集計時期の関係で排出量が増加したようになっています。  
今後も、紙による梱包を進めていきたい。
- ・ 一般廃棄物排出量  
焼却物の中で一番多いものが紙類です。コピー用紙の裏面利用などの効果もあり、焼却物の排出量も減少傾向にあります。
- ・ 環境パトロール  
一部部署で休憩時間の照明の消灯を忘れている部署があつた。  
エアコンの設定温度が高めに設定されている部署がある。  
こまめに働きかけることにより、全社員の意識を改善していきたい。

## 8. 代表者による全体の評価と見直し

エコアクション21の活動を全社で始めてまだ3ヶ月であるため、まだまだ環境活動への取り組みの意識は薄いと思われます。しかし、エコアクション21の活動を始める以前より取り組んできた休憩時間の消灯、コピー用紙の裏面利用、紙による梱包の推進などは、それぞれ成果がでてきていると思われます。

今後は、先ずは社員一人一人が環境に対する関心をもつことを目標に取り組んでいきたい。

設定した環境目標は、無理のない削減目標値であると考えますので、今期の目標は変更なく、進めていきます。

評価日：2009年 2月 1日  
(有)トキワエンジニアリング 代表取締役 岩附 敬哉



## 9. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無

承認者	評価者	作成者
岩附	山下	山下

作成日 2008年9月20日

評価日 2009年1月4日

### 環境関連法規

環境関連法規名称	規制概要	規制の詳細	規制の適用	状況
環境基本法 (環境省令)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。また、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを目的とする。</li> <li>・事業者は、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全する為に必要な措置を講ずる責務を有する。</li> <li>・国民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。</li> </ul>	事業活動全般	—
静岡県環境基本条例 (静岡県条例)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動によって生じる廃棄物等の処理及び、その他公害を防止する措置を講じる。</li> <li>・自然環境の適正保全の為、自然環境破壊の防止に努め、植生等必要な措置を講じる。</li> <li>・県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。</li> <li>・事業活動に係わる製品等が廃棄物となった場合、適正な処理が図られるように、必要な措置を講じる。</li> </ul>	事業活動全般	—
生活環境の保全に関する法律 (静岡県条例)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の持続的な低減に努める。</li> <li>・公害の防止、大気・水・土壌を良好な状態に維持する。</li> <li>・事業所(工場等)の新增設の場合、生活環境保全について県(市町村)と協定を結ぶ。</li> <li>・事業所(工場等)に特定施設を設置の場合、設置工事の30日前までに知事に届け出る。</li> </ul>	事業活動全般 (事業所の新增設・ 特定施設設置時)	—
環境影響評価条例 (静岡県条例)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所(工場等)を建設しようとする業者は、環境評価準備書を作成し、管轄する市町村長宛に送付する。送付後1ヶ月以内に関係敷地内で、説明会を実施する。</li> <li>・対象事業の実施による、環境への負荷を極力回避又は低減するように努める。</li> <li>・環境評価の重要性を認識し、手続きを円滑に行なう。</li> </ul>	事業活動全般 (事業の変更及び 工作物の新設・ 増改築時)	—
地球温暖化防止条例 (静岡県条例)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動を行なう際に、温室効果ガス抑制の為の措置を講じる。</li> <li>・事業活動における、温室効果ガスの排出量を把握する事に努める。</li> <li>・県が実施する、地球温暖化対策に協力をする。</li> </ul>	事業活動全般	—

循環型社会形成推進法 (環境省令)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生を抑制し、その処分の適正な処理を行なう。</li> <li>・使用済み製品等の再利用及び、再生利用に努め、廃棄物の削減に努める。</li> <li>・3R (リサイクル・リユース・リデュース) の推進に努め、廃棄物の削減に努める。</li> <li>・過剰包装をなくし、廃棄物の削減に努める。</li> <li>・新エネルギー (太陽光発電等) 利用の推進を図る。</li> </ul>	事業活動全般	—
PCリサイクル法 (改正資源有効利用促進法) (経済産業省令)	排出者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済みパソコン(ノートブック・デスクトップ)を排出する際に業者に回収を依頼し、再資源化に協力をする。</li> <li>・回収該当メーカーの無いパソコンは、『パソコン3R推進センター』に有償での回収再資源化を依頼する。</li> <li>・規制の開始以前に購入したパソコンは、回収再資源化料金が必要となる</li> </ul>	使用済みパソコン排出時	該当無し
容器包装リサイクル法 (環境省令)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処分場の不足する事態を解決する為に、廃棄物の削減と資源の有効利用を図る。</li> <li>・3R(リサイクル・リユース・リデュース)の推進。</li> <li>・分別排出をし、分別収集を行ない、再商品化を目指す。</li> </ul>	事業活動全般	—
フロン回収破壊法 (環境省令)	排出者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定製品(業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫等)の排出や、リサイクルにまわす際に、フロン回収業者にその処理を依頼する。</li> <li>・特定製品(業務用エアコン・冷蔵庫・冷凍庫等)からの、フロンの回収及び、破壊の実施を促進し、地球環境の保護を促進する。</li> <li>・排出者は、回収破壊に伴う必要な費用を負担する。</li> </ul>	特定製品排出時	該当無し
	罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定の措置を取らなかった場合、20万円以下の罰金。</li> </ul>		
家電リサイクル法 (経済産業省令)	排出者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定家庭用電気機器を廃棄物として排出する際、収集・運搬・再商品化に向けた処理を依頼する事により、廃棄物の減量及び再資源化を目指す。</li> <li>・特定家庭用電気機器排出の際に、排出費用を負担する。</li> <li>・特定家庭用電気機器とは、以下の4種類。エアコン・ブラウン管テレビ・洗濯機・冷蔵庫</li> <li>・排出者は、収集運搬料金と、リサイクル料金を負担する。</li> <li>・収集運搬料金は、各収集運搬業者毎の設定料金による。</li> </ul>	特定家庭用電気機器排出時	該当無し
	罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄などの場合、5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金(廃棄物処理法)</li> </ul>		

騒音規制法 (環境省令・静岡県 条例)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴ない発生する騒音を防止する。</li> <li>・生活環境を保全し、国民の健康を保護する。</li> </ul>	事業活動全般	○ 2008/11 /28 役場へ 届出書 提出済
	環境省令の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制区域(各dB以内) 第1種：40～50、第2種：45～55 第3種：55～65、第4種：60～75</li> <li>・機械プレス・・・加圧能力294kN以上。</li> <li>・空気圧縮機・・・出力3.75kW以上。</li> <li>・せん断機・・・出力3.75kW以上。</li> <li>・旋盤 ボール盤 平削り盤・・・規制なし。</li> </ul>		
	県条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械プレス・・・加圧能力49kN以上。</li> <li>・空気圧縮機・・・出力3.75kW以上。</li> <li>・せん断機・・・出力3.75kW以上。</li> <li>・旋盤 ボール盤 平削り盤・・・全機種対象。</li> </ul>		
	罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の命令違反：1年以下の懲役又は、10万円以下罰金。</li> <li>・代表者名による届け出の忘れ、虚偽の届け出：5万円以下の罰金。</li> </ul>		
振動規制法 (環境省令・静岡県 条例)	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴い発生する振動を規制する。</li> <li>・生活環境を保全し、国民の健康を保護する。</li> </ul>	事業活動全般	○ 2008/11 /28 役場へ 届出書 提出済
	環境省令の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制区域(各dB以内) 第1種A：55～60、第1種B：55～65 第2種A：60～70、第2種B：55～70</li> <li>・機械プレス・・・全機種対象。</li> <li>・空気圧縮機・・・出力1kW以上。</li> </ul>		
	県条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械プレス・・・全機種対象。</li> <li>・空気圧縮機・・・全機種対象。</li> </ul>		
	罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の命令違反：1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金。</li> <li>・代表者名による届け出の忘れ、虚偽の届け出：30万円以下の罰金。</li> </ul>		

廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) (環境省令・静岡県条例)	事業者(排出者)の責務(環境省令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物排出の抑制に努める。</li> <li>・事業者(排出者)と処分委託業者との間で書面による契約をする。</li> </ul>	産業廃棄物排出時	○
	事業者(排出者)の責務(県条例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動によって生じた産業廃棄物を、自らの責任において適正に処理をする。</li> <li>・県が実施する、廃棄物の適正な処理に係わる施策に協力する。</li> <li>・廃棄物(産業廃棄物)の不適切な処理が行なわれている事を知った時には、速やかにその旨を、県又はその他の関係機関に通報するように努める。</li> </ul>		
	廃棄物管理票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物排出者は、処分委託業者に、廃棄物の引渡しと同時に、管理票(マニフェスト)を交付する。</li> <li>・管理票交付者は、その管理票の写しを5年間保存する。</li> <li>・管理票交付者は、交付・確認・保管の義務を負う。</li> <li>・管理票のB票及びD票を90日以内、E票を180日以内に受領する。</li> <li>・管理票が処分委託業者より上記期間以内に返送が無い場合、管理票交付者は、処分委託業者の状況を把握の上、知事へ報告する。</li> </ul>		
	罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託基準違反・・・5年以下の懲役又は、1千万円以下の罰金。</li> <li>・管理票の不交付、未記入及び虚偽の記載・・・6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金。</li> <li>・管理票保存義務違反・・・6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金。</li> </ul>		
浄化槽法(浄化槽の保守点検及び清掃に関する法律) (環境省令)	事業者(管理者)の責務(環境省令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。</li> <li>・事業者(管理者)は、都道府県の登録を受けた業者に保守点検を委託する。</li> <li>・浄化槽の保守点検及び清掃は、一定期間ごとに行う。</li> </ul>	浄化槽使用時	○
	保守点検の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者(管理者)は保守点検の記録を作成し、3年間保存する。</li> </ul>		
	清掃の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者(管理者)は清掃の記録を作成し、3年間保存する。</li> </ul>		
	罰則規定(保守点検及び清掃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善命令、使用停止命令違反・・・6か月以下の懲役または100万円以下の罰金。</li> <li>・行政庁への無報告、又は虚偽の報告・・・30万円以下の罰金。</li> <li>・立ち入り検査の拒み、妨げ、忌避又は、質問への無答弁及び虚偽答弁・・・30万円以下の罰金。</li> </ul>		

状況 ○：遵守    ー：努力目標    該当無し：当年度は該当無し    ×：違法有り

法規名称	発効元	関連の有無
環境基本法)	環境省	関連有り
環境基準法	環境省	関連有り
大気汚染に係る環境基準	環境省	関連なし
騒音に係る環境基準	環境省	関連有り
航空機騒音に係る環境基準	環境省令	関連なし
新幹線騒音に係る環境基準	環境省令	関連なし
水質汚濁に係る環境基準	環境省	関連なし
地下水の水質汚濁に係る環境基準	環境省	関連なし
土壌の汚染に係る環境基準	環境省	関連なし
ダイオキシン類に依る大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準	環境省	関連なし
大気汚染防止法	環境省	関連なし
窒素酸化物に係る特定向上の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量の換算方法	環境省令	関連なし
水質汚濁防止法	環境省	関連なし
排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法	環境省	関連なし
化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分毎の範囲	環境省	関連なし
湖沼水質保全特別措置法	環境省	関連なし
下水道法	環境省	関連なし
騒音規制法	環境省・静岡県	関連有り
特定工場において発生する騒音の規制に関する基準	環境省	関連なし
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制	環境省	関連なし
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令	環境省	関連なし
振動規制法	環境省・静岡県	関連有り
特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	環境省	関連なし
悪臭防止法	環境省	関連なし
臭気指数及び臭気排出強度の算定方法	環境省	関連なし
特定悪臭物質の測定の方法	環境省	関連なし
農用地の土壌汚染防止法などに関する法律	環境省	関連なし
農用地の土壌汚染対策地域の指定用件に係る汚染量の検定の量を定める省令	環境省	関連なし
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省・静岡県	関連有り
金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める法律	環境省	関連なし
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める省令	環境省	関連なし
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行例第5条第1項に規定する埋立て場所に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令	環境省	関連なし
ダイオキシン類対策特別措置法	環境省	関連なし
循環型社会形成推進基本法	環境省・静岡県	関連有り
資源有効利用促進法	環境省	関連なし
家電品リサイクル法	経済産業省	関連有り
食品リサイクル法	農林水産省	関連なし

建設資材リサイクル法	国土交通省	関連なし
自動車リサイクル法	国土交通省	関連なし
容器包装リサイクル法	環境省	関連有り
省エネルギー法	経済産業省	関連なし
化学物質排出把握管理法（P R T R法）	総務省	関連なし
以上 2008/09/20 調査		
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）（環境省令）		関連なし
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）	環境省	関連有り
特定工場の規模及び総量規制基準	静岡県	関連なし
水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例	静岡県	関連なし
航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定条例（静岡県条例）		関連なし
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定条例（静岡県条例）		関連なし
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について 規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定	静岡県	関連あり
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令の別表の備考の規定に基づき知事が定める区域の区分	静岡県	関連なし
振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域及び同法第4条第1項の規定に基づき指定工場等において発生する振動の規制基準	静岡県	関連有り
振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分	静岡県	関連有り
悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の排出を規制する地域の指定等	静岡県	関連なし
悪臭防止法第3条に基づく規制地域及び同法第4条に基づく規制基準	静岡県	関連なし
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	静岡県	関連有り
使用済み自動車の再資源化等に関する法律施行細則	静岡県	関連なし
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	静岡県	関連有り
静岡県リサイクル製品利用推進要綱	静岡県	関連なし
静岡県環境影響評価条例	静岡県	関連有り
静岡県環境影響技術指針	静岡県	関連なし
静岡県立自然公園条例	静岡県	関連なし
静岡県立自然公園の特別区域内における行為の許可基準を定める規則	静岡県	関連なし
国定公園の事務処理に関する規則	静岡県	関連なし
県立自然公園の区域に関する指定	静岡県	関連なし
静岡県自然環境保護条例	静岡県	関連なし
以上 2008/09/27 調査		
浄化槽法（浄化槽の保守点検及び清掃に関する法律）	環境省令	関連有り
以上 2008/04/3 調査		

\* 2009年1月4日現在、環境関連法規などの逸脱はありませんでした。また、関連機関からの指摘並びに地域住民等からの苦情・訴訟なども過去3年間ありませんでした。